

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

対象期間：2022年6月1日～2023年5月31日

事業所の名称	株式会社スタッフメイト南九州 本社
事業所の所在地	宮崎県都城市北原町28街区2号 エスポワール北原

【派遣労働者の実績】

派遣労働者数（2023年6月1日現在）	248名
派遣先事業所（2022年度実数）	110件

【労働者派遣事業の派遣料金、労働者の賃金】

労働者派遣料金の平均額1日（8時間）	13,145円
派遣労働者の賃金平均額1日（8時間）	8,840円
マージン率	32.75%

【キャリア形成支援制度に関する事項】

教育訓練の種類	対象者	内容	実施期間 (1人あたり)	実施方法	賃金支給	労働者の 費用負担
入職時等基礎的訓練	新規派遣労働者	会社概要、就業規則、派遣の概要、コンプライアンス、ビジネスマナー基礎常識、等	1時間	Off-JT	有給	無償
職能別訓練スキルアップ	全派遣労働者	製造業の基礎知識、品質管理、生産管理、作業確認・改善案	4時間～ 8時間	eラーニング	有給	無償
職種転換訓練 キャリア開発訓練	全派遣労働者	各種技能講習、資格取得	1時間～ 3時間	eラーニング	有給	無償
階層別訓練リーダー研修	入社3年目以降、 無期派遣労働者	リーダー研修	1時間～ 3時間	eラーニング	有給	無償

【キャリア・コンサルティング】

キャリアに関する相談窓口を開設しています。
ご相談（無料）をご希望の方は、下記までご連絡ください。
<キャリア相談窓口> TEL：0120-930-153（平日9:00～18:00）

【労働者派遣法第30条の4第1項に関する事項】

待遇決定方式	労使協定方式を採用し、労使協定を締結しています
労使協定の有効期限の終期	2024年3月31日
対象となる派遣労働者の範囲	10情報処理・通信技術者 13保健師・助産師等 15その他の保険医療 16社会福祉の専門的職業 19教育の職業 25一般事務員 26会計事務員 27生産関連事務員 28営業・販売関連事務員 29外勤事務員 30運輸・郵便事務 31事務用機器操作の職業 32商品販売の職業 33販売類の職業 34営業の職業 36介護サービスの職業 37保健医療サービス 38生活衛生サービス 39飲食物調理の職業 40接客・給仕の職業 41居住施設・ビルの管理 42その他サービス 46農業の職業 49生産設備（金属） 50生産設備（金属除く） 51生産設備監視（機械） 52金属材料製造等 54製品製造・加工処理 57機械組立の職業 60機械整備・修理の職業 61製品検査（金属） 62製品検査（金属除く） 63機械検査の職業 64生産関連・生産類似 66自動車運転の職業 68その他の輸送の職業 69定置・建設機械運転 75運搬の職業 76清掃の職業 77包装の職業 78その他の運搬等の職業 553保存食品製造工程

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

対象期間：2022年6月1日～2023年5月31日

事業所の名称	株式会社スタッフメイト南九州 宮崎事業所
事業所の所在地	宮崎県宮崎市瀬頭2丁目7-18

【派遣労働者の実績】

派遣労働者数（2023年6月1日現在）	147名
派遣先事業所（2022年度 実数）	50件

【労働者派遣事業の派遣料金、労働者の賃金】

労働者派遣料金の平均額1日（8時間）	13,871円
派遣労働者の賃金平均額1日（8時間）	9,074円
マージン率	34.58%

【キャリア形成支援制度に関する事項】

教育訓練の種類	対象者	内容	実施期間 (1人あたり)	実施方法	賃金支給	労働者の 費用負担
入職時等基礎的訓練	新規派遣労働者	会社概要、就業規則、派遣の概要、コンプライアンス、ビジネスマナー基礎常識、等	1時間	Off-JT	有給	無償
職能別訓練スキルアップ	全派遣労働者	製造業の基礎知識、品質管理、生産管理、作業確認・改善案	4時間～ 8時間	eラーニング	有給	無償
職種転換訓練 キャリア開発訓練	全派遣労働者	各種技能講習、資格取得	1時間～ 3時間	eラーニング	有給	無償
階層別訓練リーダー研修	入社3年目以降、 無期派遣労働者	リーダー研修	1時間～ 3時間	eラーニング	有給	無償

【キャリア・コンサルティング】

キャリアに関する相談窓口を開設しています。
ご相談（無料）をご希望の方は、下記までご連絡ください。
<キャリア相談窓口> TEL：0120-930-153（平日9:00～18:00）

【労働者派遣法第30条の4第1項に関する事項】

待遇決定方式	労使協定方式を採用し、労使協定を締結しています
労使協定の有効期限の終期	2024年3月31日
対象となる派遣労働者の範囲	10情報処理・通信技術者 13保健師・助産師等 15その他の保険医療 16社会福祉の専門的職業 19教育の職業 25一般事務員 26会計事務員 27生産関連事務員 28営業・販売関連事務員 29外勤事務員 30運輸・郵便事務 31事務用機器操作の職業 32商品販売の職業 33販売類いの職業 34営業の職業 36介護サービスの職業 37保健医療サービス 38生活衛生サービス 39飲食物調理の職業 40接客・給仕の職業 41居住施設・ビルの管理 42その他サービス 46農業の職業 49生産設備（金属） 50生産設備（金属除く） 51生産設備監視（機械） 52金属材料製造等 54製品製造・加工処理 57機械組立の職業 60機械整備・修理の職業 61製品検査（金属） 62製品検査（金属除く） 63機械検査の職業 64生産関連・生産類似 66自動車運転の職業 68その他の輸送の職業 69定置・建設機械運転 75運搬の職業 76清掃の職業 77包装の職業 78その他の運搬等の職業 553保存食品製造工程